

藤井寺市私道舗装工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の私道（道路法第2条第1項に規定する道路（以下「公道」という。）以外の道路で、一般の通行の用に供するものをいう。）の舗装工事を行う者を対象として、予算の範囲内において私道舗装工事補助金（以下「補助金」という。）を交付するに当たり、その交付に関し、藤井寺市補助金交付規則（昭和48年藤井寺市規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者は、私道の敷地の所有者及び私道の利用者とする。

(補助対象となる私道)

第3条 次の各号に掲げるすべての要件に該当する市内の私道を補助の対象とする。

- (1) 両端又は一端が公道に接続していること。
- (2) 路面の排水に支障がない構造であること。
- (3) 日常的に利用する世帯が5世帯以上あること。
- (4) 通行等に支障を与える占有物がなく、現に一般の用に供していること。
- (5) 私道の所有者及び私道に接する全ての土地所有者の同意を得ていること。
- (6) 補助範囲の工事内容が市への寄附を前提としたものではないこと。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費（アスファルト舗装工事に要する費用で市長が適当であると認めた経費に限る。）の総額に2分の1を乗じて得られた額（1,000円未満は切り捨てとする。）又は500,000円のいずれか少ない額とする。

(事前協議)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ舗装工事の実施内容について市長と協議しなければならない。

(交付申請)

第6条 前条の協議を経た者は、市長が指定する期日までに、私道舗装工事補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 現況平面図
- (3) 現況写真
- (4) 工事見積書
- (5) 権利者承諾報告書（別紙1）

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認める場合は、当該申請を行った者に対し、私道舗装工事補助金交付決定通知書（様

式第2号)を通知するものとする。また、不交付の場合は、私道舗装工事補助金不交付決定通知書(様式第3号)に理由を付して当該申請を行った者に通知するものとする。

(変更交付申請)

第8条 前条の規定により交付通知を受けた者(以下「補助決定者」とする。)は、その後の事情変更により申請内容の変更をしようとするときは、私道舗装工事補助金変更交付申請書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 当初平面図
- (3) 変更後平面図
- (4) 現況写真(変更部)
- (5) 工事見積書
- (6) 権利者承諾報告書(変更部に関わる権利者が存在する場合のみ)(別紙1)
- (7) 変更理由書(別紙2)

(変更交付決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付決定内容を変更する必要があると認める場合は、当該申請を行った者に対し、私道舗装工事補助金変更交付決定通知書(様式第5号)を通知するものとする。変更することが必要と認められないときは、私道舗装工事補助金変更不交付決定通知書(様式第6号)に理由を付して当該申請を行った者に通知するものとする。

(完了報告)

第10条 補助決定者は、速やかに工事に着手し、当該工事の完了後、市長が指定する期日までに私道舗装工事完了報告書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 竣工図面
- (2) 面積計算書
- (3) 工事写真
- (4) 工事日誌
- (5) 納品伝票

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定に基づく報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し必要に応じて現地調査等を行い、適当と認める場合は、当該報告を行った補助決定者に対し、私道舗装工事補助金交付額確定通知書(様式第8号)を通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定に基づく通知を受けた補助決定者は、速やかに私道舗装工事補助金

交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定に基づく請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、当該請求における補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消しすることができる。

- (1) 不正な手続により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を交付目的以外に使用したとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定に基づき交付決定の取消しを行ったときで、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて、補助金の返還を命じるものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める、

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

令和 年 月 日

私道舗装工事補助金交付申請書

藤井寺市長様

申請者
住所
電話番号
氏名 印

藤井寺市私道舗装工事補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり交付申請いたします。

1. 工事箇所 藤井寺市 地先 から
藤井寺市 地先 まで

2. 工事概要および工事費

延長	幅員	面積	工事費
m	m	m ²	円

3. 施工業者名

4. 補助金交付申請額 金 円

※添付書類 位置図、現況平面図、現況写真、工事見積書、権利者承諾報告書（別紙1）

様式第2号（第7条関係）

令和 年 月 日

私道舗装工事補助金交付決定通知書

申請者

様

藤井寺市長

印

令和 年 月 日付で申請のあった私道舗装工事補助金について、本市において調査等を行った結果、藤井寺市私道舗装工事補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり交付決定した旨を通知いたします。

施工業者名 住所
氏名

工事箇所 藤井寺市 地先から
藤井寺市 地先まで

工事概要および認定工事費

延長	幅員	面積	認定工事費
m	m	m ²	円

交付決定額 金 円

様式第3号（第7条関係）

令和 年 月 日

私道舗装工事補助金不交付決定通知書

申請者

様

藤井寺市長

印

令和 年 月 日付で交付申請のあった私道舗装工事補助金について、本市において調査等を行った結果、藤井寺市私道舗装工事補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記理由により不交付となる旨を通知いたします。

不交付理由

--

私道舗装工事補助金変更交付申請書

藤井寺市長様

申請者
住所
電話番号
氏名 印

令和 年 月 日付で交付決定通知を受けた私道舗装工事補助金について、藤井寺市私道舗装工事補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり変更交付申請いたします。

1. 工事箇所 藤井寺市 地先 から
藤井寺市 地先 まで

2. 当初 工事概要および工事費

延長	幅員	面積	工事費
m	m	m ²	円

3. 変更後 工事概要および工事費

4. 延長	幅員	面積	工事費
m	m	m ²	円

5. 変更交付申請額 金 円

※添付書類 位置図、当初平面図、変更後平面図、現況写真（変更部）、工事見積書
権利者承諾報告書（変更部に関わる権利者が存在する場合のみ）（別紙1）
変更理由書（別紙2）

私道舗装工事補助金変更交付決定通知書

申請者

様

藤井寺市長

印

令和 年 月 日付で変更交付申請のあった私道舗装工事補助金について、本市において調査等を行った結果、藤井寺市私道舗装工事補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり変更交付決定した旨を通知いたします。

施工業者名 住所
氏名

工事箇所 藤井寺市 地先から
藤井寺市 地先まで

当初 工事概要および認定工事費

延長	幅員	面積	当初認定工事費
m	m	m ²	円

変更後 工事概要および認定工事費

6. 延長	幅員	面積	変更後認定工事費
m	m	m ²	円

変更交付決定額 金 円

様式第6号（第9条関係）

令和 年 月 日

私道舗装工事補助金変更不交付決定通知書

申請者

様

藤井寺市長

印

令和 年 月 日付で変更交付申請のあった私道舗装工事補助金について、本市において調査等を行った結果、藤井寺市私道舗装工事補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記理由により不交付となる旨を通知いたします。

不交付理由

--

様式第7号（第10条関係）

令和 年 月 日

私道舗装工事完了報告書

藤井寺市長様

申請者

住所

電話番号

氏名

印

令和 年 月 日付で交付決定通知を受けた私道舗装工事補助金に関わる舗装工事について、藤井寺市私道舗装工事補助金交付要綱第10条の規定に基づき、工事が完了いたしましたので、次のとおり報告いたします。

交付決定年月日 令和 年 月 日

工事箇所 藤井寺市 地先から
藤井寺市 地先まで

施工業者 業者名
住所
連絡先

工事完了日 令和 年 月 日

交付決定額 金 円

添付書類 竣工図面および面積計算書、工事写真、工事日誌、納品伝票

様式第8号（第11条関係）

令和 年 月 日

私道舗装工事補助金交付額確定通知書

藤井寺市長様

申請者

住所

電話番号

氏名

印

令和 年 月 日付で工事完了報告のあった私道舗装工事について、藤井寺市私道舗装工事補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付額が確定した旨を通知いたします。

工事完了日 令和 年 月 日

工事箇所 藤井寺市 地先から
藤井寺市 地先まで

施工業者 業者名
住所
連絡先

確定額 金 円

様式第9号（第12条関係）

令和 年 月 日

私道舗装工事補助金交付請求書

藤井寺市長様

申請者
住所
電話番号
氏名 印

藤井寺市私道舗装工事補助金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり請求いたします。

交付請求額 金 円

※該当する金融機関名、支店名、口座番号を記入すること。

【振込口座】

金融機関名 _____ 支店名 _____
口座番号 普通・当座 _____

別紙2

令和 年 月 日

変更理由書

藤 井 寺 市 長 様

申 請 者

住 所

電話番号

氏 名

印

変更交付申請に伴い、次のとおり変更理由を通知します。

変更理由